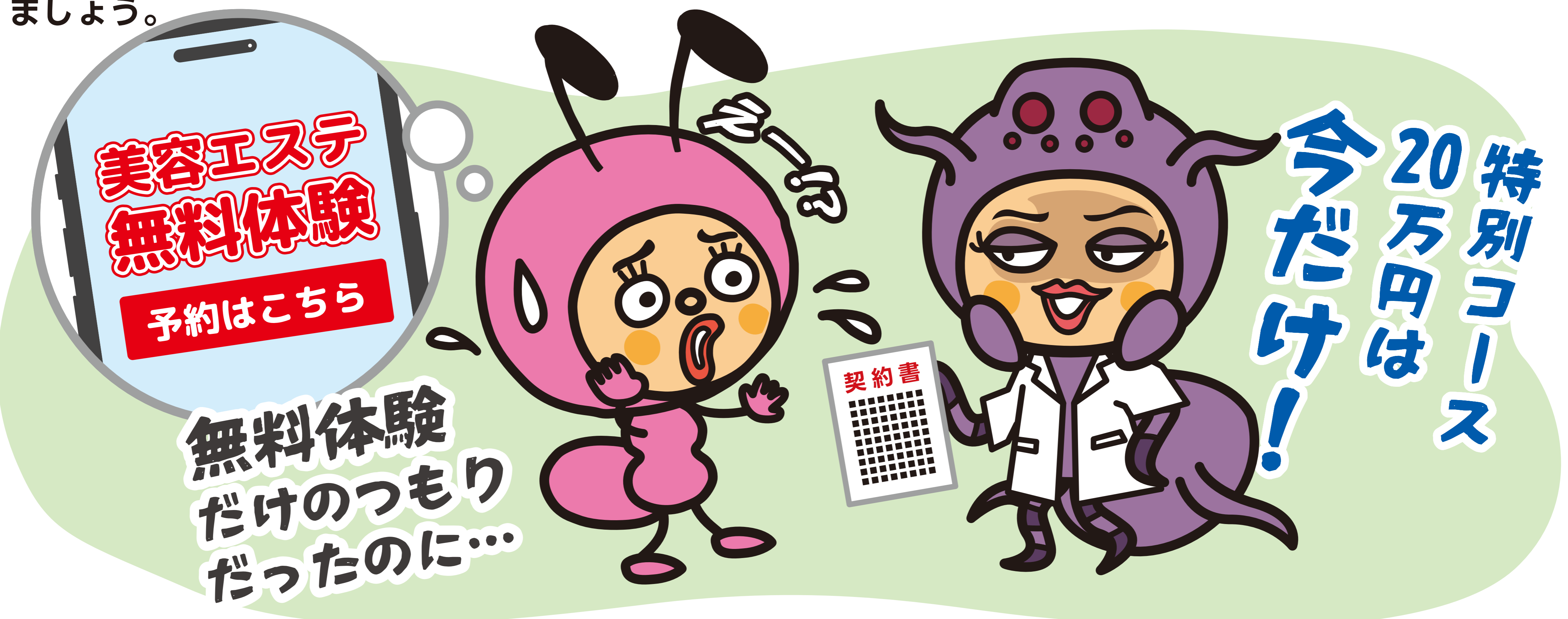


こんなのアリ!?と思ったら...

あきらめないで、まず相談!

エステ・美容医療トラブル

「お試し価格」、「無料体験」や「モニター」などといった、安さや気軽さ、メリットのみが強調されたSNSや動画広告につられてお店に行くと、強引に高額な契約を迫られます。「今日契約したらこの価格」などといって契約をせかさされ、「お金がない」と断っても消費者金融からの借金やクレジット契約を勧められ断り切れないケースも見られます。本当に必要な契約かどうかよく考えてから契約しましょう。



**無料体験で高額な契約を迫られても
その場で契約しない!**

アドバイス

- 1 「お試し価格」、「無料体験」などの安さや気軽さ、メリットを強調した広告には注意しましょう。
- 2 「今だけ」などと契約をせかす勧誘や借金を促す勧誘には注意しましょう。
- 3 契約期間や支払総額、解約条件などをしっかり確認し、納得したうえで契約しましょう。不安がある場合は、その場で契約せず、周りに相談しましょう。
- 4 契約後、クーリング・オフや契約の取消し、中途解約ができる場合があります。トラブルに遭ったら早めに消費生活センターに相談しましょう。

⚠️ 美容医療の注意点!

医療脱毛、脂肪吸引、二重まぶた手術などの美容医療サービスでは、カウンセリングを受けに来院したところ「今やった方がいい」「今やらなければ間に合わない」などと消費者の不安をあおり、その場での契約を迫る勧誘がみられます。また、皮膚障害や熱傷などの身体的なトラブルが発生するケースもあります。美容医療を検討する際は、医師からリスク等の説明をよく聞いて、十分に納得してから契約するようにしましょう。

消費者トラブルのご相談は!

消費者ホットライン
[ナビダイヤルサービス]



1 8 8

近くの相談窓口(市町村又は県消費生活センター)につながります。

消費生活
相談窓口
(直通電話)

宮崎県消費生活センター	TEL 0985-25-0999
都城支所	TEL 0986-24-0999
延岡支所	TEL 0982-31-0999

